

令和8年財政援助団体等監査実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項等の規定により、東京都監査委員監査基準及び令和8年監査基本計画に基づき、令和8年財政援助団体等監査を以下のとおり実施する。

1 監査の目的

財政援助団体等において、財政援助等の目的に沿って事業が行われているかを検証するとともに、団体を所管する局の指導状況についても監査する。

(1) 補助金等交付団体

補助等に係る事業が、その目的に沿って適切に行われているかについて検証する。

(2) 出資団体

団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているかについて検証する。

(3) 公の施設の指定管理者

公の施設の管理が、施設の設置目的、指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかについて検証する。

2 監査の対象

原則として、令和6年度及び令和7年度の事業を対象とする。

3 監査期間

令和8年9月1日（火曜日）から令和9年1月28日（木曜日）まで

4 実施対象

実施対象は、別表に掲げる団体とする。団体数は下表のとおり。

(表) 対象団体数

区 分	団体数
補助金等交付団体	62
出資団体	6
公の施設の指定管理者	7
再掲による減(出資団体と重なる公の施設の指定管理者)	△2
計	73

5 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、令和9年2月に行う。

1 補助金等交付団体

1	学校法人創志学園	36	社会福祉法人愛理会
2	学校法人青蘭学院	37	社会福祉法人日本フレンズ奉仕団
3	学校法人目黒学院	38	社会福祉法人邦友会
4	学校法人獨協学園	39	社会福祉法人康保会
5	学校法人世田谷学園	40	宗教法人妙経寺
6	学校法人駒場学園	41	社会福祉法人武蔵野
7	学校法人順天学園	42	社会福祉法人それいゆ
8	学校法人三輪田学園	43	社会福祉法人龍鳳
9	学校法人川村学園	44	社会福祉法人はばたき
10	学校法人芝浦工業大学	45	社会福祉法人太陽福祉協会
11	学校法人恵泉女学園	46	株式会社ソラスト
12	学校法人松蔭学園	47	メディカル・ケア・サービス株式会社
13	学校法人東京シューレ学園	48	株式会社パッカード
14	学校法人東京聖徳学園	49	株式会社健康会
15	学校法人中野学園	50	株式会社東京スマイル
16	学校法人佼成学園	51	国立大学法人東京大学
17	学校法人青山学院	52	社会福祉法人あそか会
18	学校法人和光学園	53	医療法人社団福寿会
19	学校法人暁星学園	54	国家公務員共済組合連合会
20	学校法人早稲田大学	55	国立大学法人東京科学大学
21	学校法人帝京大学	56	一般社団法人東京都信用金庫協会
22	学校法人雙葉学園	57	一般社団法人東京都信用組合協会
23	学校法人聖心女子学院	58	東京都農業協同組合中央会
24	学校法人共栄学園	59	一般社団法人東京都農業会議
25	学校法人聖ドミニコ学園	60	東京都職業能力開発協会
26	学校法人そだちの園	61	中野二丁目土地区画整理組合
27	学校法人樹心学園	62	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合
28	学校法人慶性寺学園		
29	学校法人マリヤ・J記念学園		
30	学校法人池田学園		
31	社会福祉法人童愛会		
32	社会福祉法人志芳福祉会		
33	社会福祉法人菊清会		
34	社会福祉法人高技会		
35	社会福祉法人水の会		

2 出資団体

1	一般財団法人東京都人材支援事業団
2	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
3	公益財団法人東京都教育支援機構
4	株式会社セントラルプラザ
5	社会福祉法人東京都社会福祉事業団
6	東京都下水道サービス株式会社

3 公の施設の指定管理者

1	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ（注1）
2	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ（注2）
3	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ（注3）
4	事業団・オーエンス・セントラルスポーツ・都水協グループ（注4）
5	公益財団法人東京都教育支援機構（再掲）
6	社会福祉法人東京都社会福祉事業団（再掲）
7	公益社団法人東京都医師会

（注1）構成：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団、株式会社ティップネス、株式会社オーエンス

（注2）構成：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団、株式会社オーエンス、一般社団法人東京都レクリエーション協会

（注3）構成：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団、株式会社ティップネス、株式会社東洋実業

（注4）構成：公益財団法人東京都スポーツ文化事業団、株式会社オーエンス、セントラルスポーツ株式会社、
公益財団法人東京都水泳協会